

市指定ごみ袋 配付の開始

環境課資源リサイクル係 ☎ ㊟ 1149

7月8日(月)より一覧表の要件のいずれかに該当する世帯を対象に市指定ごみ袋を配付します。くわしくは次のとおりです。

●市指定ごみ袋配付対象一覧表

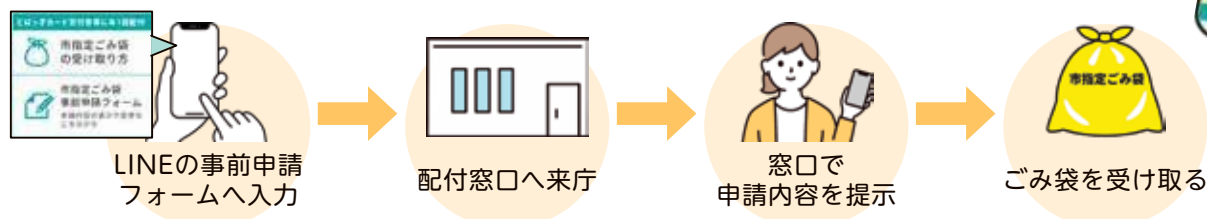
配付対象世帯	申請場所	申請期間
生活保護受給者世帯、児童扶養手当受給者世帯、特別児童扶養手当受給者世帯、特別障害者手当受給者世帯、とばっ子カード対象世帯	健康福祉課(☎ ㊟ 1184) または 各連絡所	7月8日(月) ゝ 令和7年 3月31日(月)
0〜2歳児を養育する世帯 (4月1日現在で2歳以下または年度内に子どもが生まれた世帯)	市民課(☎ ㊟ 1148) または 各連絡所	
65歳以上のかたのみで構成する世帯(4月1日現在)で市民税が非課税の世帯 ※税申告が未申告のかたは受付することができません	環境課(☎ ㊟ 1149) または 各連絡所	

●配付する指定ごみ袋 30ℓ以下の袋60枚

- 持ち物
 - ・健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなどの本人確認できるもの(代理人も同様)
 - ・とばっ子カード(対象世帯のみ※代理人の場合は必要ありません)
- ※申請は1世帯につき年度中1回です。

とばっ子カード対象世帯のかたへお知らせ

LINE版とばっ子カードを登録済みで、申請者本人が配付窓口へごみ袋を受け取りに来る場合に限り、窓口で申請書の記載が不要なLINEでの事前申請が可能となりました。



事前申請についてくわしくは、鳥羽市LINE公式アカウントより「市指定ごみ袋の受け取りかた」をご覧ください。

※LINEで事前申請をしなくても、これまで通りに窓口で申請書を記載いただき、ごみ袋を受け取ることもできます。
※代理人がごみ袋を受け取る場合はLINEでの事前申請はできません。窓口で申請書を記載し、受け取ってください。

太陽光発電設備・蓄電池設置補助

環境課環境保全係 ☎ ㊟ 1147

再生可能エネルギーの利用促進を図るとともにエネルギーの地産地消を促進するため、住宅に太陽光発電設備・蓄電池を設置するかたに対して補助金を支給します。

補助対象および補助率

(1) 太陽光発電設備

1kW当たり7万円(上限10kW)

(2) 蓄電池

蓄電池の価格(工事費込み、税抜き)の3分の1の額(上限10kWh)

※蓄電池の価格が1kWh当たり15.5万円以下のものが対象です。
※太陽光発電設備のみの設置または太陽光設備・蓄電池の同時設置の場合が対象です。蓄電池のみの設置は対象外です。

主な要件

FIT(フィット)制度・FIP(フィップ)制度による売電をしないこと、発電した電力量の30%以上を自家消費すること など

※この補助制度は、三重県が国の地域脱炭素移行・省エネ推進交付金の採択を受けて実施する「三重県太陽光発電施設等設置費補助金」制度を活用して実施するものです。

受付開始 7月17日(水)

◎くわしくは、市ホームページをご覧ください。

